第五十七条第三項第一号中「議決」を「決議等」に改め、同項第二号中「第六十四条第四項後段」を「第六十四条第五項後段」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第六十条の三の見出し中「決済用貯金」を「貯金等」に改め、同条第一項中「支払対象決済用貯金に」を「支払対象決済用貯金等に」に、「支払対象決済用貯金の払戻しの円滑」を「その払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施」に改める。

第六十九条の二第一項中「中「支払対象決済用貯金」を「中「支払対象貯金等」に改める。

第八十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八十九条第一項中「被管理農水産業協同組合が」の下に「農業協同組合法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」という。）又は」を加える。

第九十一条第一項中「被管理農水産業協同組合が」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第九十三条の見出し中「特別議決」を「特別決議等」に改め、同条第一項中「議決は」を「決議等は」に改め、同条第二項中「議決（」を「決議等（」に、「仮決議」を「仮決議等」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議等」に、「議決が」を「決議等が」に改める。

第九十四条の見出し中「特別議決等」を「特別決議等」に改め、同条第二項中「まで及び」を「まで、同法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百三十九条及び農業協同組合法」に改め、同条第三項中「並びに第三十条の二第六項並びに同法第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百二十九条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、農業協同組合法第三十条第十一項から第十四項まで、水産業協同組合法第三十四条第十項及び第十一項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

第九十四条第四項中「選任時の属する事業年度」を「その管理人による管理」に改め、同条第五項中「議決」を「決議等」に改める。

第百一条の次に次の一条を加える。

（優先出資の発行の特例）

第百一条の二　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第二項の規定の適用については、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第百条第三項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2　前項の農水産業協同組合が第百条第三項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

第百十三条中「議決する」を「決議等をする」に改める。

第百十四条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等（同号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転をいい、これらに伴う資産の譲渡を含む。以下この条において同じ。）に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）は、当該特定信用事業譲渡等」に改め、「係る債権者」の下に「及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第二項中「並びに再編強化法」を「、再編強化法」に改め、「第十二条」の下に「並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十条の二第六項」を加え、「信用事業譲渡等」を「特定信用事業譲渡等」に改め、同条第三項中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に、「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者」及び「知れている債権者」の下に「及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第七項中「第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に、「つき第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「つき当該特定信用事業譲渡等」に改め、同条第八項中「第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に改め、同項ただし書中「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」を「特定信用事業譲渡等」に改める。

第百二十七条中「被管理農水産業協同組合が」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第百三十一条第一項第二号中「第百二十七条（」の下に「会計監査人設置組合又は」を加える。

第百三十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百一条の二第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第五条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改める。

第七条中「農業協同組合中央会、」及び「農業協同組合法第百一条の三又は」を削り、「特定農水産業協同組合等」を「特定漁業協同組合等」に、「農業協同組合法第七十三条の二十二第一項第二号又は水産業協同組合法」を「同法」に、「第八項若しくは」を「第八項又は」に改める。

第九条第一項中「それぞれ総会の承認を受けて、合併契約を締結しなければ」を「合併契約を締結して、それぞれ総会の決議により、その承認を受けなければ」に改める。

第十二条第一項中「農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日（第九条の二第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫にあっては、経営管理委員会の承認の決議の日）から二週間以内に貸借対照表を作成するとともに、当該期間内に、債権者に対して」を「合併を行う農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものに関する事項として主務省令で定めるもの

第十二条の二第一項各号を次のように改める。

一　農林中央金庫　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ　合併総会の日（第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う場合にあっては、経営管理委員会の承認の決議の日）の二週間前の日

ロ　前条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二　信用農水産業協同組合連合会　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ　合併総会の日の二週間前の日

ロ　前号ロに掲げる日

第十四条第二項前段中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、農業協同組合法第二十二条第二項及び水産業協同組合法第九十二条第二項又は第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「合併の日」と読み替えるものとする。

第十四条第三項中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。